

○ はじめに

まず、資料の確認を致します。この説明で用いる資料は全6ページで構成されています。印刷漏れがな
いかご確認ください。

○ 本日の内容について

- (1) 本日の説明は、全部で4つの内容で構成されています。
- (2) まず、資料1ページからの「認定基準の概要」にて、公務災害認定の要件について説明します。その後、資料2ページからの「公務上の負傷の認定」について、資料5ページからの「公務上の疾病の認定」について、それぞれ説明します。最後に、資料7ページからの「通勤災害」にて、通勤災害の要件を説明したいと思います。
- (3) なお、今回の説明では、複数の具体的事例をご紹介します。しかし、実際の災害認定では様々な事実関係が影響し、それによって結論が異なってきます。したがって、常に同一の結論となるわけではありませので、ご了解をお願いします。

1. 認定基準の概要について

(1) 公務災害の要件について

ア では、1つ目の内容である「認定基準の概要」から説明致します。資料1ページをご覧ください。公務災害と認定されるためには、その災害が「公務遂行性」と「公務起因性」の2つの要件を満たす必要があります。

イ まず、公務遂行性とは、「職員が公務に従事し、任命権者の支配管理下にある状況で災害が発生したこと。」を指します。この要件では、「任命権者の支配管理下にある状況」がポイントになります。

ウ 次に、公務起因性とは、「公務と災害との間に相当因果関係があること」を指します。公務災害上における「相当因果関係」は、「災害の発生原因のうち、公務が他の原因に比較して相対的に有力な原因であると認められることをいい、言い換えれば、公務に内在している危険が現実化したものであると経験則上認められること」を指します。

一言で表すと、「公務における危険の現実化」がポイントです。

(2) 公務起因性の肯否について

公務災害認定で難しいところが、公務起因性の認定です。資料1ページの四角囲みされている2つの事例をご覧ください。

同じ「転倒して負傷した」事例であっても、「階段を下りていた」という動作の中に内在していた危険が現実化したと認定するか、又は、本人の「素因」が原因となって発生した災害と認定するかで、結論が異なってきます。

なお、「素因」とは、遺伝的・体質的に、ある疾病にかかりやすい状態を指します。公務災害の認定にあたっては、被災職員の病歴調査等を行う場合もありますのでご理解をお願いします。

(3) 以上が、本日1つ目の内容である「認定基準の概要」の説明でした。

2. 公務上の負傷の認定について

- (1) 本日2つ目の内容である「公務上の負傷の認定」について説明します。資料2ページをご覧ください。

冒頭に記載していますように、「公務上の負傷」すなわち「打撲、骨折、靭帯損傷」等の場合は、基本的に公務遂行性を満たせば、公務災害として認定されやすいです。

もっとも、以下の黒丸箇所に記載されている場合は、原則として公務災害とは認められません。

(2) 公務上の負傷の認定基準について

基金の規定では、資料に記載されている①～③の公務上の負傷の認定基準のいずれかに該当すれば、原則として、公務災害として取り扱います。以下、重要な基準について説明します。

(3) 認定基準①：通常又は臨時に割り当てられた職務遂行中の負傷について

ア 基準①は、代表的な公務災害の基準です。アの事例は、イメージしやすいと思いますが、イヤウの事例で負傷しても、公務災害として認定されます。

当支部へ寄せられる質問の中には、「職専免が出される場合の被災は公務災害に該当しないか？」というのがあります。仮に、職専免が出ていたとしても、イヤウの事例等であれば、公務災害として認定される余地があります。

イ 他方、公務遂行性が認められない事例として、外郭団体が行う研修を職員自身が自発的に受講した際の負傷や、自発的な人間ドック受診の例を挙げています。

繰り返しとなりますが、公務災害認定の要件である「公務遂行性」は、「任命権者の支配管理下にある状況」がポイントとなります。したがって、負傷に至った経緯の中に本人の「自発」性が含まれていると、当該要件を充足しないこととなります。

(4) 認定基準②：職務遂行に伴う合理的行為中の負傷について

基準②も代表的な基準として、生理的必要性のための往復行為として、公務遂行性が認められるものです。他方、記載のとおり、公務遂行性が認められない場合もありますので、ご留意下さい。

(5) 認定基準③：職務遂行に必要な準備行為又は後始末行為中の負傷について

よく当支部に寄せられる質問の中には、「勤務中に災害発生していない以上、公務災害にあたるのではないか？」というのがあります。

しかし、この認定基準③で挙げていますように、準備行為若しくは後始末行為に該当するのであれば、公務災害として認定される余地があります。

(6) 認定基準⑥：出張又は赴任の期間中の負傷について

基準⑥で記載していますように、出張中については全行程について包括的に公務遂行性が認められます。その際、当支部としては、添付資料として旅行命令簿等の提出を求めていますので、ご了解をお願いします。

なお、四角囲みの事例で記載していますように、出張中だからといって常に公務遂行性が認められるわけではありませんので、こちらもご留意下さい。

(7) 認定基準⑦：特別の事情下の出勤又は退勤途上の負傷について

この基準⑦の基準は、とても重要です。皆さんの中には、出勤又は退勤途上の負傷は、後で触れる通勤災害によって全て処理するイメージを持たれている方もいるかもしれません。

しかし、記載の例に該当する場合は、通勤自体が使用者の拘束力の及ぶ状態下にあるとして、通勤災害ではなく公務災害として取り扱いますので、間違わないようご注意ください。

よくある事例として、深夜まで及ぶに長時間勤務終了後に交通事故に遭ったとして、通勤災害の認定請求が提出される事例があります。

しかし、当該事例においては、通勤災害ではなく公務災害の認定となりますので、長時間勤務

者の多い所属は、特にご注意下さい。

(8) 認定基準⑧：レクリエーションに参加中の負傷について

ア 基準⑧は、レクリエーションに参加中の負傷した場合も、公務遂行性が認められることを示すものです。もっとも、このレクリエーションは、地公法 42 条の「厚生に関する計画」に基づく必要があります。

イ したがって、「厚生に関する計画」に基づかない計画によるレクリエーション、例えば、職場互助会主催等のレクリエーション参加の被災は、やはり公務遂行性が認められませんので、ご注意をお願いします。

(9) その他の認定基準について

認定基準⑨～⑩は、お時間のある時にご確認下さい。認定基準⑫もケースバイケースで判断が分かります。

(10) 認定基準⑪：職務追行に伴う怨恨による負傷について

ア 最後に、私人と接触が多い所属でよく起こり得る基準⑪について、説明します。私人対応において負傷した場合は、例え時間外であっても、以下の 2 つの要件を満たさせば公務災害として認定されます。

イ 1 つ目の要件は、「加害行為と職務行為との間に相当因果関係が証明されること」です。ここでの相当因果関係は、本日 1 つ目の内容である「認定基準の概要」で述べましたとおり、「公務に内在している危険が現実化した」ことを指します。

したがって、警察官・医療従事者・税務職員・用地交渉職員・生活保護のケースワーカー・精神保健福祉相談員等の職務は、正常な職権を行使することにより怨恨を抱かせる可能性が一般的に高いといえますので、相当因果関係の証明は比較的容易です。

他方、出納業務等のその他の職員の場合は、この因果関係を明らかに証明できるよう詳細な調査が必要となります。

ウ 2 つ目の要件は、「被災職員の側に重大な挑発行為が存在せず、『けんか』という私怨状態に陥っていないこと」です。

これも、公務起因性すなわち相当因果関係上の問題となりますが、被災職員自身の挑発行為が存在すると、職務との相当因果関係は既に失われているとして、公務災害として認定されません。私人との接触が多い所属では、この点にもご注意下さい。

(11) ここまで、駆け足でしたが、本日 2 つ目の内容である「公務上の負傷の認定」の説明でした。

3. 「公務上の疾病の認定」について

(1) 次に、本日 3 つ目の内容である「公務上の疾病の認定」について説明します。資料 5 頁をご覧ください。骨折等の場合は先ほど説明した「公務上の負傷」として対応しますが、病気に罹患した場合は「公務上の疾病」として対応します。

(2) 「公務上の疾病」は、(1) 公務上の負傷に起因する疾病、6 頁に記載する (2) 職業病、(3) 公務に起因することが明らかな疾病に分類しています。

重要性の観点から、(1) 公務上の負傷に起因する疾病について説明します。(2) (3) は各自ご確認ください。

(3) では、資料 5 頁をご覧ください。(1) 公務上の負傷に起因する疾病は、資料記載のア～エの 4 つに分類されます。

まず、アについてですが、図に表すと【イメージ図】のとおりとなります。次に、イについても、【イメージ図】の①～③の流れになります。続いて、ウについてですが、【イメージ図】における①～③の流れになります。最後に、エについてですが、図に表すと【イメージ図】のとおりとなります。

(4) ここまでが、本日3つ目の内容である「公務上の疾病の認定」についての説明でした。

4. 通勤災害について

(1) ア 最後に、本日4つ目の内容である「通勤災害」について説明します。資料7頁をご覧ください。資料には通勤災害の定義が記載されていますが、文中(1)～(8)がポイントです。

イ その前に、まず通勤の始点・終点を確認しましょう。通勤災害の定義下にあります四角囲みをご覧ください。

資料に記載されていますように、原則として、住居にあっては門、マンションにおいてはドア等が境界点となります。他方、勤務場所にあっては、任命権者の支配管理権が及ぶ範囲である勤務公署の施設構内の出入口が境界点となります。

ウ この各境界点が、通勤の始点・終点となり、各境界点間内で被災した場合が通勤災害となります。イメージ図としては、資料9頁の事例1を参照下さい。

他方、各境界点間外の被災(例：勤務公署の施設構内到着後での被災)だと、通勤災害ではなく公務災害として認定を検討します。

(2) ア まず、一般的な通勤災害のイメージ図を説明します。そのまま資料9頁の事例1をご覧ください。これは一般的な通勤災害の事例で、合理的な経路及び方法での通勤であれば通勤災害として認定されます。

そうしますと、何をもち「合理的な経路及び方法」とされるのかが問題となります。ここで資料8頁をご覧ください。

イ 合理的な経路としては、(1)経路の合理的解釈によるものとして「通勤届による経路」が挙げられます。また、通勤届による経路外であったとしても、(2)通勤事情によるもの又は通勤届に伴う合理的必要行為に当たれば、合理的な経路として認定されます。

他方、合理的な経路・合理的な方法とは認められない事例もありますので、ご留意をお願いします。

(3) ア 次に、通勤災害と認められない例として、「逸脱又は中断した場合」が挙げられます。イメージ図としては、資料9頁の事例2をご覧ください。

イ 通勤とは関係のない目的で合理的な経路からそれる事を「逸脱」といい、合理的な経路上にあるが通勤目的から離れた行為を行う事を「中断」といいます。逸脱又は中断に該当し、当該逸脱又は中断の間及びその後の移動中の災害は通勤災害とは認められません。

ウ もっとも、資料9頁の事例3が示すとおり、「日常生活上必要な行為」を行うための逸脱・中断であれば、経路に復した後は通勤災害として認められる余地があります。

資料8頁には「日常生活上必要な行為」として、日用品の購入その他これに準ずる行為の例を挙げています。もっとも、日常生活上必要な行為とは認められない事例もありますので、ご留意ください。

エ 最後となりますが、資料7頁から8頁にかけては、通勤災害の定義のポイントについての解説が記載されていますので、適宜ご確認ください。

以上が、4つ目の内容である「通勤災害」についての説明でした。

5. おわりに

冒頭でも述べましたとおり、実際の認定では様々な事実関係によって結論が異なってきますので、認定にあたり当支部から皆様への追加調査の協力依頼をお願いすることが予想されます。

お忙しいところ誠に恐れ入りますが、被災された職員の適切な公務災害認定のため、皆さまのご理解とご協力を今後とも宜しくお願い致します。最後まで読んで頂きありがとうございました。

(了)